

# 両大戦間期とフランス国有化企業

村 岡 ひとみ

## I はじめに

第2次世界大戦後、フランスでは国家と民間資本の「協調」体制確立によるいわゆる「混合経済」体制が成立し、世界経済の中でその特異な存在としてきわめて顕著な経済発展を体験している。かかる「混合経済」体制の象徴的存在として、イギリスやイタリアと並び称される国有化企業の広範な存在を挙げることができる。しかし「混合経済」体制の主軸といえるかかる国有化企業は、戦後、突如出現したものではなかった。既に両大戦間期に、国有化企業登場の歴史的條件は準備されていたのであり、恐慌克服政策の一環として1936年ブルム内閣によって展開された部分的な国有化の試みに、国有化企業成立の端緒をみることができる。<sup>(1)</sup>「ブルムの実験」と称される経済政策の遂行は、結果的には国有化企業の実現において限定されたものに終わったが、その経済政策として提起された理念の中に、今日の「混合経済」体制への橋渡しの要素（＝国家独占資本主義体制の枠組み創出）が含まれていたのであり、その意味でも、両大戦間期におけるフランス資本主義の構造的危機との有機的連関において、はじめて国有化企業成立の経済的必然性が解明できるものといえる。

「ブルムの実験」の構想あるいは理念は、第2次世界大戦中および戦後の全国抵抗評議会（Conseil National de la Résistance）の綱領という形態で継承され具体化された。この全国抵抗評議会綱領は、第2次世界大戦後のフランス資本主義の再生産構造に決定的影響を与え、いわば

フランス「混合経済」体制の軌道を決定したプランといっても過言ではあるまい。その点で、両大戦間期においてフランス資本主義の相対的後進性、技術的遅滞が、どの程度克服されていたのかが分析の基本的前提とならざるをえないし、さらに、経済的危機に直面して提出されたブルムの経済政策あるいはその構想の中で、フランス資本主義の再生産構造の高度化、近代化の必要性、緊急性がどのように把握され、どのような方向が指示されていたのかを問題とせざるをえない。ブルムの経済政策では、不況脱出政策すなわち景気振興政策として構造改革（産業合理化）が中心に位置づけられ、その具体的表現が「国有化」であったといえるが、しかし、恐慌脱出という切迫した事態打開のために、現実的には、所得の再分配的措置など即効的政策のみ追求され、根本的改革は次第に脇に押しやられることになったのである。勿論、厳密な評価をすれば、理念それ自体に、国有化の位置づけ上の曖昧性、生産性向上に対する切迫した認識の欠除など難点が内包されていたといえるが。

ともあれ、「ブルムの実験」は単に1930年代危機へのフランス的対応として時代的に限定して評価すべきではなく、第2次世界大戦後の国家独占資本主義体制＝「混合経済」体制の基礎を構築したものとして位置づけるべきであろう。従って、「ブルムの実験」→全国抵抗評議会綱領への流れを歴史的かつ論理的前提として、国有化企業、さらに言えば、フランス「混合経済」体制の全体像を明らかにしていくことが必要であろう。

歴史上未曾有の世界恐慌勃発による資本主義体制崩壊の危機のなかで「ブルムの実験」はフランス資本主義の構造改革を模索した一つの試みであったが、この構造改革構想は戦後産業構造の再編強化として、まさに資本主義的な近代化、合理化として継承され展開されたのであった。特に全国抵抗評議会綱領では、「ブルムの実験」に比較して生産力視点がより明確に打ち出され、かかる生産力視点から不可欠の環として国有

化が規定されており、構造改革＝資本主義的合理化・近代化の視角からみると、より一層具体的に発展させられていた。第2次世界大戦後、フランス資本主義が生産・資本の集積・集中により戦前をはるかに上回るきわめて顕著な発展を遂げたのも、いわゆる「混合経済」体制の中軸的存在として国有化企業がより明確かつ積極的に措定され、世界経済との関連の中で、フランス資本主義の構造改革、国際競争力強化のための槓杆的役割を果しえたからであろう。国有化企業の存在意義を生産性向上という分析視角から考察することは、「ブルムの実験」の失敗と戦後フランス資本主義の飛躍的發展とを論理整合的に解明する上での糸口の提供を意味するものといえる。と同時に、国有化企業の存在意義を明確化することは、戦後フランス資本主義の独特な再生産構造のあり方、すなわち、その国独資的蓄積機構のあり方を解明する上で不可欠の階梯であると考えられる。

本稿では、1930年代後半の「ブルムの実験」と第2次世界大戦後の国有化政策との論理的連続性を前提としつつ、フランスにおける国有化企業の存在意義を明確にするとともに、そこに顕在化されたフランス特有の国独資的蓄積機構、さらに、その根底に横たわるフランス資本主義固有の再生産構造の問題点を、日本での研究成果をフォローしながら検討していこうとするものである。

## II フランス国有化企業成立の歴史的経過とその意義

まず第2次世界大戦後の国有化企業成立の軌跡をみていくことから始めよう。フランス国有化政策の特徴は、国有化の範囲が基礎産業部門だけではなく、輸出産業であり、また、きわめて戦略的産業である自動車産業や銀行・保険会社といった金融機関をも包摂している点にある。かかる事実を、他の諸国に比較してこれら金融機関や戦略的産業を槓杆とした一層強力な経済介入の行使を国家が可能としたことを充分示唆する

ものである。まず金融機関の国有化からみていく。1945年12月2日法により中央銀行であるフランス銀行、四大預金銀行（クレディ・リヨネ *Crédit Lyonnais*, ソシエテ・ジエネラル *Société Générale*, パリ割引銀行 *Comptoir national d'escompte de Paris*, 全国商工銀行 *Banque nationale pour le commerce et l'industrie*) の国有化が実施された。フランス銀行は既に「ブルムの実験」の一環として1936年7月24日法（定款改正）によって、フランス銀行の私的所有権を侵害せず経営権のみが国家管理に移行されるという形式で一応国有化されていたが、1945年12月2日法により国家による全株式の接管が定められ、この段階で、国有化が完全な姿をとったのである。その管理組織は、既に1936年7月24日法によってフランス銀行の実質的支配者であったいわゆる二百家族の権限が封じ込められ、政府任命の総裁1名、副総裁2名、社会各層の利益代表者（銀行、産業、労働組合、消費組合）4名によって構成される評議会、いわゆる「七人委員会」による実質的な経営管理が行なわれていた。かかる利益参加方式による企業経営の試みが更に一層発展させられ、フランス銀行総裁の諮問機関として、また国家の金融政策を全経済分野に侵透せしめるパイプの役割を果すものとして、国家信用審議会（*Conseil National du Crédit*）（1945年12月2日法）が設置されたのである。その構成は、理事長は政府任命の閣僚、副理事長はフランス銀行総裁が務め、その他17名は農業団体、協同組合、商業会議所、貿易会議所推薦の資本家、代表的労働組合等の利益グループから選出され、21名は政府機関代表が7名、銀行協会推薦の7名、政府関係金融機関代表7名から構成されている。いわゆる国家信用審議会という各利益グループ代表者の共同管理によってフランス銀行が運営されることになったのである。

四大預金銀行もフランス銀行同様、全資産と全株式を国家に接管された。従って、国有化銀行だけで全国の銀行預金残高の50%以上を占める

ことになり、貨幣・金融面での国家の絶対的・独占的地位が確立されたのである。さらに、国家は銀行だけではなく、預金供託金庫（Caisse des Dépôts et Consignations）、戦争災害復興金庫（Crédit National）等の幾つかの信用機関を所有しており、かかる勢力範囲からも貨幣信用政策に及ぼす国家の絶大なる影響力を推測することができる。また、1946年4月25日法により主要な保険会社34社が国有化され、国家はさらにまた潤沢な遊休貨幣資本の追加的な掌握を実現したのである。こうして、国家は国有化された金融機関を媒介環として計画化導入による重要産業部門への投資を誘導し、フランス資本主義の近代化・産業再編成を演出していくことが可能となったのである。

次に1946年5月17日基礎産業の一つである石炭産業の国有化が実施された。国有化後、中央機関であるフランス石炭公団（Charbonnages de France）の傘下に各地の石炭公社が従属し、中央集権的体制が確立した。石炭公団は政府機関代表5名、石炭消費者代表2名、従業員代表5名、財界関係者3名の計15名の委員から成る委員会によって経営管理され、各石炭公社も石炭公団との相対的独立性を保持しながら、管理機構は類似し政府任命による任期5年の16名の委員から構成される「経営委員会」によって運営されている。その構成をみると、政府機関代表2名、フランス石炭公団代表3名、石炭消費者代表2名、従業員代表6名、財界代表3名である。

戦前フランスでは、発電会社154社、送電会社86社、配電会社1,150社という無数の電力会社の乱立の様相を呈していたが、系列的に整理すると、僅か10程度の企業集団の勢力範囲に包摂されており、それらが発電総量の90%から95%までを支配していた。従って、かかる集中状況から国有化の実施は実質的には容易であったといえる。1946年4月8日法は、これら1,400近くの民間企業の国有化を実施し、資本の集積・集中による生産性向上が企図されることになった。フランス電力公団

(Electricité de France) は任期5年の15名の委員から成る委員会によって経営管理されている。その構成は、政府代表5名、従業員代表5名、金融・産業界代表5名である。

電力国有化法と同じ法律1946年4月8日法は、また、ガス事業の国有化も決定した。ガスの製造、輸送、販売はフランス・ガス公団(Gaz de France)によって実施され、その経営機構は電力公団と同様である。フランスの国有化企業の管理組織をみると、利益代表制といわれる独特な管理組織形態が採用されているのがわかる。かかる管理組織のあり方は、ブルム内閣の強力な支持団体であった労働総同盟 C. G. T. の1935年10月の「経済改革」プランの中で既に主張されていた。すなわち、「雇主、労働者、商業、農業、手工業者、自由業者、消費者協同組合の代表的組織の代表」から構成される経済評議会による信用統制の実現、すなわち、「産業の一般的必要」を表現する「全体利益」の立場からの信用統制の実現が主張されていた<sup>(2)</sup>。かかる各利益代表者による「共同管理」思想は、かなり広範な国民的支持を獲得してきたものであり、このような思想の生成に、フランス資本主義の内包している固有な政治的、経済的矛盾の反映を看取することができる。すなわち、かかる政治的スローガンが現実化された背景には、フランス金融資本の国内支配体制の脆弱性の問題があり、結局、それが独特の国独資的蓄積機構の造出を惹起せしめたといえる。

次に海運業および航空運輸業では、1948年2月28日法(商業海運法)により形式的には公私混合会社形態ではあるが、実質的に国有化企業と看做される大西洋海運会社(Compagnie générale transatlantique)とフランス郵船会社(Société des Messageries Maritimes)とが設置された。1945年6月26日法では主要航空会社、フランス航空、エール・ブルー、大西洋航空の3社が国有化された。後に、1948年6月16日法によって、これら国有航空3社は解散し、国有3社の資産を引継いで新たに

フランス航空会社（Compagnie Air France）が設立された。かかるフランス航空会社は資本金 100 億フラン、国以外の株主の保有株は総計しても総資本の僅か30%，更に，その内訳をみると，その半数は公共法人の所有であった。ガス，航空，鉄道運輸など，いわゆる「社会資本」は「生産の一般的条件」として個別資本の価値増殖に貢献しつつ，資本主義の発展の中でその比重を不断に高めているが，その意味でも，かかる産業の国有化は総資本的に強く要請されていたものといえる。

次に，きわめて戦略的産業として，対独協力の罪で資産を無償没収されたルノー自動車の国有化がある。ルノー公団（Régie Nationale des Usines Renault）は，フランス自動車業界の首位にたち，ヨーロッパにおいてはフォルクスワーゲン社，フィアット社について第3位の生産台数を記録，世界自動車企業の第8位にランクされるフランスを代表する世界企業である。いわば，フランス輸出産業の中軸的存在であり，なおかつ国内経済に及ぼす影響力の強大な企業である。輸出産業として重要な自動車産業の国有化により，ルノー公団はフランス重化学工業化推進の槓杆として積極的役割を果すことになるのである。以上，第2次世界大戦後国有化された主要な諸企業の他に，1936年～1937年ブルム内閣時に既に実現された国有化企業を列挙すると次のとおりである。1936年8月11日法による軍需産業の国有化，航空機製造会社の国有化，1937年8月31日法によるフランス鉄道公社の設立。

以上，概観したように，フランスにおける主要な国有化企業は，フランス石炭公社，フランス電力公社，フランス・ガス公社などのエネルギー基礎産業部門，フランス国有鉄道，フランス郵船，フランス航空などの運輸産業部門，四大預金銀行，特殊銀行などの金融機関の他に，自動車産業のルノー，石油採鋳・精製の ERAP（Entreprise de Recherche et d'Activités Pétroliers），軍事関連産業としての化学工業における国立窒素工業局（Office Nationale industriel d'Azote）をはじめとする

幾つかの企業がある。現存する国有化企業の大半は、第2次世界大戦直後の1944年から1948年にかけて出現し、1962年には国有化企業の全生産総額に占める割合は、石炭、電力、天然ガス、カリ肥料で100%、航空機の60%、自動車の30%を占め、その他鉄道輸送、国内航空運輸の大半、さらに銀行預金総額の60%、生命保険会社の保険金総額の60%、動産保険の保険金総額の90%という集中度を示している。また、附加価値ではその12~13%、資本形成で約40%、公企業就業労働者数は労働者総数の約13%<sup>(3)</sup>を占めている。

かかる歴史的経過を辿った国有化企業に対して、戦後フランス資本主義の再生産構造との関連において、その成立基盤およびその機能の位置づけを明確化することが次の課題となるが、日本での研究成果の中から代表的諸説を紹介しつつ、フランス国有化企業の性格づけを試みることにする。

#### (1) 平 実氏の所説

平 実氏は戦後フランス資本主義の様々な分野にわたる包括的分析を試みておられ、未開拓の分野においてそれぞれ先駆的業績を残しておられるが<sup>(4)</sup>、特に国有化企業成立およびその役割の問題に限定して検討していくことにする。フランス資本主義の再生産構造における国有化企業の位置づけを明確化することは、フランス「混合経済」体制の本質を究明するうえで不可欠の前提となる。この点で、氏は国有化企業の役割、機能に対し消極的評価を与えている。氏によれば、国有化企業はまず「そこにおいて龐大な固定資本設備投資を必要とし、そしてまた投下された資本の回転が緩慢であることなどからして、実現される利潤率が著しい制限を受けるといふ部門が中心になって<sup>(5)</sup>成立したのであり、「莫大な利潤をもたらす基幹産業や金融勢力の主軸を形成する大商業銀行などの国有化は、ついに実現されなかったのである<sup>(6)</sup>」とその成立基盤を把握される。一般に、資本主義社会における国有化企業形成要因として、生産



の社会化の進展—生産と資本の集積・集中があげられている。例えば、角谷登志雄氏は次のように述べている。「国家企業，国有化は種々の歴史的・社会的諸要因にもとづいて形成され進展してきたのであるが，それらは，基本的に，現代資本主義における巨大な社会的生産力の発展にとって，大独占体・企業集団の私的・個別的有形態すらもすでに狭隘となっており，独占資本家階級は，私的有形態の形式的否定を意味する国家所有形態を採用せざるをえなくなったことを示している<sup>(7)</sup>」。こうした生産の社会化という視点に立てば，鉄道，電力，ガス，水道，道路，港湾などの基礎的産業部門では，設備の拡充・増強に多額のしかも長期間固定化される資本を必要とし，他の産業部門に比較して相対的に利潤率が低いために，いわゆるこれら「社会資本」が個別資本の価値増殖に更に一層貢献するために，私的管理から国家管理に移行する経済的必然性が存在するといえよう。

しかし，「生産の社会化」から国有化企業形成の必然性を解くだけでは一般的規定の次元にしか留まりえないのであり，さらに具体化するには1930年代以降の資本主義の構造的危機との対応関係において，特殊歴史的現象として国有化企業の登場を把握しなければならない。角谷氏によれば，それは「『資本主義の全般的危機』として表示される資本主義体制そのものの構造的危機に直面した総独占資本家階級による危機『回避』，支配体制の補強策であり，特殊的には，労働者階級の階級闘争の高揚にたいする一定の『譲歩』策である<sup>(8)</sup>」と把握されている。しかし，かかる構造的危機への対応形態として国有化企業を把える上でも，個々の資本主義国における構造的危機発現の個別性，特殊性，かつまた，それへの対応形態の個別性，特殊性が問題とならざるをえないし，かかる個別性，特殊性の解明によってはじめて，国有化企業形成の客観的要因が明らかになるものといえる。このような分析視角からみると，平氏の所説はフランスという個別的な資本主義国での国有化企業形成の諸契機を

十全な形で解明するには不十分であるように思われる。さらに言えば、鉄道、電力、ガス、航空等の国有化が、個別資本に代位してその価値増殖、高利潤率の確保に貢献し、かつまた、フランス資本主義の国際競争力強化、生産性向上にとってもかかる国有化が総資本的要請として必至であったとしても、他の分野における国有化企業—特に自動車、金融機関など—の再生産構造における位置づけも、「龐大な固定資本設備投資の必要」「低い利潤率」といった一般的規定で総括することができるであろうか。フランス固有の資本蓄積との係わりにおいて、かかる国有化企業を位置づけねばならないと考えるが、その意味では、平氏の国有化企業に対する評価はあまりにも消極的でありすぎるように思われる。

勿論、氏は「私的巨大独占や金融寡頭政にたいする補佐的立場において、資本主義経済の維持、発展に貢献するというよりも、それ自ら強力な経済主体となって資本主義的拡張再生産を維持し発展させていくことを任務とする資本主義国家の国家独占的役割に注目するなれば、当然に経済主体としての国家が担当する国家的企業経営、国家消費あるいは国家的投資傾向というものが極めて重要な意義を主張するにいたる<sup>(9)</sup>。」と述べられ、国家独占資本主義体制における国有化企業の重要性、その再生産構造における役割を基本的に認識しておられるが、やはり「基本的な」認識の域を出ていないように思われる。すなわち、フランス「混合経済」体制の特徴である国家と金融資本との協調関係を前提として推進されている経済計画との係わり、他先進諸国との比較においても国民経済に占める国有化企業の比重の高さ、その管理組織の特有な形態など、戦後フランス国独資的蓄積機構の独特な、あるいはきわめて個性的現象との関連で国有化企業を位置づけておられるのではない。戦後フランス資本主義の急速な生産性向上、合理化、資本集中による経済発展との有機的連関のなかで積極的に国有化企業を位置づけてこそ、フランス固有の国独資的蓄積機構の解明が可能となるのではなからうか。

氏にあっては、国有化企業は「たとえば特に巨大独占産業と関連の深い電力、ガスなどのエネルギー産業および交通、運輸事業などは、何れもその生産物およびサービスなどをその価値以下の価格で独占集団や金融寡頭政の支配下にある巨大企業に提供し、またこれらの巨大企業からは価値以上の価格で種々な生産資材などを買上げ、もって販売、購買両方面において独占企業の利益の向上に全面的に奉仕している<sup>(10)</sup>」ような役割しか附与されていないのである。勿論、資本主義社会における国有化企業が、独占企業にたいして生産原価に近いかまたはそれを下回るような低価格で商品・サービスを提供すると同時に、独占企業のために長期安定的かつ有利な販売市場をつくり出すことで、独占資本の蓄積を促進するという役割を果し、金融資本の「寄生性」、独占的高利潤取得の不可欠の前提とはなっている。がしかし、「混合経済」体制と称される戦後フランス資本主義の再生産構造における国有化企業の役割、意義という視角からすると、あまりにも一般的規定に終始しているように思われる。特に、フランスは、銀行・保険会社等の金融機関の国有化、戦略産業としての自動車産業の国有化等、他資本主義国にはみられない産業部門が国有化され、また経営管理も、イギリス型の能力経験主義的経営管理ではなく、政府、労働者、消費者等の利益代表者から構成される利益代表的経営管理が実施されている。また、第2次世界大戦後のフランス資本主義の高度成長を可能にしたモネ・プランに対する全国抵抗評議会綱領の影響など、フランスの国有化企業の歴史的登場およびその軌跡には、フランス特有の諸要因が作用している。国有化企業の発生史的分析および現状分析にとって、1930年代との係わりの分析、さらに言えば、両大戦間期にフランス資本主義の内包していた経済的矛盾が、第2次世界大戦後、いかなる形態で解決あるいは繰延べられていったのかという分析が不可欠である。従って、両大戦間期の経済構造が戦後の国有化企業の性格決定に規定的要因として作用したと評価できるが、その点

からも、平氏の分析は一般的、抽象的次元に留まっており、フランスという個性の抽出がきわめて困難である。

平氏によるフランス国有化企業の性格づけは、結局、次のように要約できよう。収益性のあがらないいわゆる斜陽産業、あるいは巨大な固定資本を要するにもかかわらず、当面的には必ずしも高利潤が保証されない事業についてのみ国有化が実施されたのであり、その証拠として「この国では『私有化』あるいは『国有化解除』の運動も顕著にあらわれていない。精々そこでみられるものは、国有化のこれ以上の進展による収益性ある産業を国有化過程から防衛するという独占集団の努力がみられるにすぎない<sup>(11)</sup>」となるのである。かかる平氏の分析には、イギリスにおける産業国有化に対する一般的評価が相当影響力をもっているように思われるが、氏はかかるイギリス産業国有化との共通性の抽出という分析視角で、フランス国有化を明らかにしようとしているように思われる。イギリス産業国有化との比較は後述する。従って、平氏の見解は両大戦間期にフランス資本主義の内包していた構造的危機と戦後経済との有機的連関の中に、国有化企業、さらに「国有化計画」を位置づけようとする視角がないように思われる。従って、「ブルムの実験」で提唱され、それが十分に具体化されずに全国抵抗評議会綱領、そしてモネ・プランへと受け継がれていった「国有化計画」の歴史的経過に対する分析視角も欠落されているように思われる。

## (2) 中木康夫氏の所説

フランスにおける国有化企業は第2次世界大戦直後、すなわち1944年～1948年頃にほぼその全容を現わした。かかる国有化が集中的に実現され、かつまた、いわば戦後フランス資本主義の再生産構造を決定した時代と評価されうる第四共和制の経済政策を検討することは、その意味できわめて重要であるといえる。かかる第四共和制の経済政策のもつ意義を高く評価し、その経済政策との有機的連関においてフランス国有化の

性格規定を試みんとするのが中木康夫氏の所説である。

第四共和制の経済政策の基調を決定したのは、全国抵抗評議会綱領であった。かかる綱領の提示した構造改革視点が、フランス国有化の性格を規定し、結局、フランス国独資的蓄積機構のあり方を、すなわち、その大枠的骨組を規定したと中木氏は評価されている。全国抵抗評議会綱領は、経済管理における強大な経済的・金融的封建制の排除を含む真実の経済的・社会的民主主義の樹立、一切の生産諸要素の代表者の協議に従い、国家によって設定される計画路線による国民的生産の強化、共同労働の成果としての一切の巨大な独占的生産手段、諸エネルギー資源、地下資源、保険会社および大銀行の国民の手中への復帰（国民化）を不可欠の改革としていた。<sup>(12)</sup>氏によれば、かかる綱領の特徴は「社会化・計画化」理念を含み、政治制度改革よりも経済改革に圧倒的優位性を置いている点にあるとする。その意味では、綱領は「ブルムの実験」の延長線上にありながらも、それを一層前進させ乗り越えさせる要素を含むものであったといえる。「ブルムの実験」が「国有化計画」を支柱とする構造改革的構想を提示しながらも、現実的には、労働条件の改善、国民各層の所得引上げ、金融機関の整備等、恐慌克服のための即効薬の追求に終始してしまい、構造改革への第一歩としての国有化の範囲および内容ともにきわめて微温的な結果に終わった。かかる結果を招来した要因としては、国有化に対するブルム内閣内での評価の不一致に顕在化された生産性向上に対する認識上の甘さがあった。すなわち、世界経済との係わりにおけるフランス資本主義の重化学工業化の立遅れや低位な再生産構造に対する危機意識の不足であり、恐慌克服の真の解決である生産力視点の欠除であった。氏は全国抵抗評議会綱領には、かかる問題点を乗り越えさせる視点＝生産力視点があったと評価され、「ブルムの実験」と綱領との間に質的差異をみようとされているのである。こうした生産力視点が前面に押し出されてきた点に、後にドゴール体制下で、フラン

ス金融資本の支配体制の再編・強化の急速な展開をみ、また、国際競争力強化の推進を可能とした生産的諸条件の整備への道が開かれたといえるのであり、結果的に、かかる綱領によって提起された諸改革は、フランス国独資的蓄積機構の確立・強化へと一いわゆるその独特な「混合経済」体制として一収斂されていくことになったのである。

かかる綱領においても構造改革の主軸として位置づけられていた国有化に対し、中木氏は次のように述べている。「『国有化』(国民化 nationalisation) が諸政党およびドゴールの一致によって推進された背景は、全国抵抗評議会綱領尊重という事情のほか、政治的理由としては、フランス『二百家族』のナチス、ヴァイシー体制への協力にたいする国民的不信があり、また経済的理由としては、敗戦の要因をなしたフランス資本主義低生産力構造への反省や、工業近代化＝構造改革推進のための土台たるエネルギー部門の国民的改革の必要性認識があった。ところで『国民化』は『国有化』とは異なる。全国抵抗評議会綱領によって打出された理念は国民化であって、たんなる『国有化』(国家的所有・管理への転化)ではなく、国民的所有、国民代表による管理、すなわち、経営自体が国家の官僚的管理から独立した金融的自立性と法人格をもち、競争原理にも従うものであった。しかし、資本主義維持の枠内でのこうした『国有化』は、革新勢力の後退にともない、全国抵抗評議会綱領の当初の意図に反して、急速にいわゆる『国家独占資本主義』の支柱となり、上層資本集団の利害に従属するものとなる。結果的には、『国営企業』と大差ないものとなった。<sup>(13)</sup> すなわち、中木氏によれば、「国有化」部門は「国家独占資本主義」の拠点、戦後フランス資本主義の高度生産構造の推進軸に変貌を遂げたと評価されるのである。氏の言葉で表現すると「金融・基礎産業部門の公共セクターは、戦後の新型資本主義ないしいわゆる『国家独占資本主義』の中核部門となりつつ戦前の経済構造の解体→最新型資本集団主導下での『高度工業化社会』構築の金融的・生産

力的支柱となる（機能転化！）。とくに主要金融機関の『国有化』は、国家による金融中枢の掌握を意味し、国民経済にしめる国家の圧倒的な役割を基礎づけるものとなった。<sup>(14)</sup> 中木氏は平氏とは反対に、国有化企業にきわめて積極的役割を附与し、戦後フランス資本主義の再生産の槓杆をそこにみようとするのである。こうした分析視角は、フランスの国独資的蓄積機構の独自の形態の抽出に基本的に必要と考える。

このように戦後フランス資本主義の再生産構造に決定的影響を与えた全国抵抗評議会綱領は、後にモネ・プラン<sup>(15)</sup>として継承されていくが、綱領によって基礎を与えられた諸改革がかかるモネ・プランの展開によって稼動を開始し「国有化」部門を基軸としつつ戦後型新資本主義への編成替えが強力に推進されたと氏は評価されている。モネ・プランの実施により試みられた戦後構造改革は、1951年12月における「欧州石炭鉄鋼共同体（CECA）」批准問題によって、新たな転換点を迎えることになった。すなわち、アメリカ資本主義との対抗関係におけるフランス資本主義の自立的発展への模索の開始であり、一層の合理化促進・高度生産性構造への転換の必要性の再認識であった。こうした時代的要請を担って登場したのがドゴール体制であり、ドゴール体制は「ブルムの実験」→全国抵抗評議会綱領→モネ・プランへと受け継がれてきた構造改革構想をフランス金融資本の国際競争力強化という世界経済との関連で、明確かつ強力に展開したものと評価できるであろう。

以上、概観したように、中木氏は国有化企業を戦後フランス資本主義の構造改革＝近代化の梃子と位置づけながら、全国抵抗評議会綱領→モネ・プランへの流れの中で、如何にそれがフランス金融資本の利害に組み込まれていったかを基本的に明らかにしたのであるが、氏のかかる基本的把握については筆者も賛成するものである。

新田俊三氏も、フランスのいわゆる「混合経済」体制の本質を国家の企業活動への積極的参加にあるとし、国家のヘゲモニーを強調する点で

中木氏の所説に相通じるものがある。その点を新田氏は次のように述べている。「フランスは第2次大戦後の産業構造の高度化、技術革新の進展という世界経済の普遍的な流れを、協調経済方式という手段をもって国民経済中に組み込むことにともかく成功してきた。たんにその運営方式だけではなく、そこには30年来の経済の停滞と非近代的な産業構造、企業規模の小ささといった前提と、そこから抜け出ようという衝動が存在していたことも発展の重要な要因であった。もしも、他の先進諸国のように、発展した生産力を土台とした一握りの強大な金融資本が国家権力を左右し、国家が単純にこれらの執行機関であったならば、フランス的経済計画は実現しなかったであろう。フランスの経済計画の重要な目標は、むしろ強大な国際的大企業を国家の政策で育成することにあつたのである。<sup>(16)</sup>」すなわち、新田氏はフランス金融資本の国内支配の欠除の中に（＝高利貸的帝国主義、としての外部的蓄積）、フランス独自の国独資的蓄積機構成立の基盤をみているのである。更に、新田氏は、基礎産業部門の国有化はフランス資本主義再建の物的基礎をなしたと同時に、そこでの利益グループ代表による共同管理方式の実施は、フランスの経済計画運営のモデルかつ起動力となつたと評価されている。<sup>(17)</sup>すなわち、国有化企業を斜陽部門の民間企業から国家による肩代りの結果発生した資本主義の救済的・補強的手段と評価するのではなく、国有化企業の役割に、戦後フランス資本主義の独特な再生産構造の象徴的姿をみようとするのである。フランスの「混合経済」体制は、こうした国有化企業を中軸に、国家のヘゲモニーの下に展開されていると評価されており、中木氏の所説と基本的に同一視できるものと考えらる。

また堀田和宏氏も、彼らと見解を同じくしているといえよう。堀田氏は、フランスにおける国有化企業成立の背景を次のように述べている。「私的資本が伝統的に枯渇しているために、国有化の方策が戦争のもたらした経済再建のための国民経済の指揮のテコとして採り上げられる必



要があったと同時に、過去20年来の労働諸勢力の産業社会化方策としての国有化要求が、これも戦争を直接契機とする労働諸集団を中核とするレジスタンス運動の感情的要求という背景の下に大きく伸ばされたことの結果、国有企業の成立をみたといえることができる。<sup>(18)</sup>また、国有化企業が戦後フランス資本主義において、いかなる役割を果たしているかについて積極的な評価を与えている。すなわち、国有化企業はモネ・プランのなかで基幹産業部門に指定された産業に属しているという事実から、国有化企業は経済指揮のテコであり、国有化諸企業に対する国家の干渉如何が経済計画の成否を決定するとして、国有化企業は経済計画の執行者であると評価されている。<sup>(19)</sup>

いままでの論者の諸説は、フランス金融資本の産業構造の「近代化」＝「合理化」は、基礎産業部門、戦略産業部門、銀行部門の国有化企業を梃子とした「経済の計画化」実施によって達成されてきたとするものであり、そこから、他の先進資本主義国とは異なった国家のヘゲモニーの強さという、フランス独特の再生産構造の抽出を試みんとするものである。勿論、新田俊三氏や堀田和宏氏の所説の根底には、両大戦間期におけるフランス資本主義の停滞（従って、金融資本の国内支配体制の未成立）、すなわち、国内産業資本の未発展性ゆえに独特な国独資的蓄積機構が国家のイニシアティブのもとに成立しえたとする考えがあるわけである。戦前との資本蓄積の不連続性を前提としてはじめて、今日の国独資的蓄積機構が成立しえたとされる。その点では、両大戦間期におけるフランス金融資本の資本蓄積上の諸矛盾が1930年代、そして第2次世界大戦後へとどのような展開をみ、どのような解決の道が模索されたのかという一歴史的・論理的連続性において国有化を位置づけようとする一筆者の問題意識とは全く異なるものである。

以上、フランス国有化企業の存在意義をめぐる諸説の検討を通じて、フランス独特の国独資的蓄積機構を解明するには、その役割・機能をフ

フランス金融資本の体質的課題との関連で積極的に評価しなければならないと結論づけよう。こうした基本的視角の下に、更にイギリス産業国有化との比較を通じて両国における国有化企業の共通性と相違性を明らかにしていく過程で、フランス国有化の性格づけをさらに試みていくことにする。

### Ⅲ イギリス産業国有化との比較

イギリスにおける産業国有化は、第2次世界大戦後成立した第3次労働党内閣によって1945年～1951年の期間に実施された。その事実経過を列挙すると以下のとおりである。1946年2月14日イングランド銀行法 (Bank of England Act), 1946年8月1日民間航空法 (Civil Aviation Act), 1946年11月6日海外無線および電信法 (Cable and Wireless Act), 1946年7月12日石炭産業国有化法 (Coal Industry Nationalisation Act), 1947年8月6日運輸法 (Transport Act), 1947年8月13日電気法 (Electricity Act), 1948年7月30日ガス法 (Gas Act), 1949年11月24日鉄鋼法 (Iron and Steel Act)<sup>(20)</sup>。これらの一連の法律により産業国有化は、石炭、電力、ガス、運輸、航空、鉄鋼など基幹産業に及び、国有化産業の雇用労働者数は1950年現在で総雇用労働者数の約11%、固定資本に対する投資総額中におけるその比率は、1948年約46%、1953年では56%<sup>(21)</sup>となっている。

イギリスにおいてかかる国有化を必然化せしめた客観的要因について主要な論点を紹介しながら、フランス国有化との共通性および相違性をみていくことにする。国有化産業成立の経済的必然性を規定した要因究明にとって、両大戦間期におけるイギリス資本主義に内在した構造的危機との関連性の追求は不可欠の前提であろう。勿論、この点はフランスの国有化の必然性解明にとっても同様である。イギリス資本主義は、国際金融市場でのその圧倒的に優勢な地位によって、第1次世界大戦後、

イギリス産業の停滞にもかかわらず国際収支の均衡を維持しえていた。このことが結果的には、1920年代の相対的安定期に国内における「近代化」投資、「合理化」投資の低迷を招来したものと見える。すなわち、国内投資が海外投資によって犠牲にされた点にイギリス資本主義の構造的危機の特殊性をみることができよう。しかし、国際収支均衡維持も1929年恐慌以後不可能となった。A・ルイスの統計によれば、1929年経常勘定は1億3,000万ポンドの黒字であったが、1931年には1億4,000万ポンドの赤字に変化した。変化の主要原因は、2,700万ポンドの貿易収支の赤字にではなく、1億8,000万ポンドの赤字を出した貿易外収支にあった。<sup>(22)</sup>このことは、イギリス資本主義が従来享受してきた国際金融面におけるその優位性をもこの時期に喪失したことを物語るものである。こうして、1930年代にそれまで隠蔽されてきた矛盾、すなわち、イギリス重化学工業の相対的脆弱性—企業規模の中小性、設備の陳腐化、技術進歩の停滞性など—の問題が全面的に表面化し、構造的危機を激化させたのであった。「国有化」研究の多くの論者は、イギリスにおける「国有化」必然の経済的要因として、かかる両大戦間期のイギリス資本主義固有の構造的危機との有機的連関を追求しつつ論理展開を試みている。

例えば、吉武清彦氏は両大戦間期の戦後「国有化」に与えた意義を次のようにまとめている。氏はイギリス産業国有化の歴史的前提として、両大戦間の約20年間に、イギリス資本主義が被らざるをえなかった世界資本主義内における地位の劣悪化、それがイギリス国内産業にどのように反映したかというその諸影響を、資本市場、合理化、労資関係という三要因の解明から試み、これらの国内産業の諸困難が第2次世界大戦後の国有化政策の性格を規定したと結論している。例えば、両大戦間期における資本市場の変化は、次のような結果を惹起したとする。第一は、不況により龐大な過剰設備とコスト高に悩んでいる伝統的な基礎産業の

合理化が必至の至上命令になっていたにもかかわらず、イギリス従来の産業と巨大銀行との関係は、この合理化という課題を解決するのに無力であったこと。第二は、伝統的に新産業への長期資金を供給していた私的資金源（地方銀行・富裕な商人等）の役割が急激に減少し、そのかわり既存企業の内部留保が増大したが、企業のこの内部留保は危険の多い新産業への投資に向わず、新産業の発展が、資本市場の面からの制約のために阻害されざるをえなかったこと。すなわち、伝統的な基礎産業が過剰設備の除去、設備近代化、雇用人員の縮小・生産能率の増大という合理化の厳しい至上命令下に立たされており、産業構造が急速に、第1次世界大戦後の新しい世界市場に対処すべく転移を遂げねばならなかったとき、発展すべき新産業が容易に発展しえない状況にあったとする。すなわち、氏の結論は以下のごとくである。イギリス資本市場組織は第1次世界大戦前までは、当時世界にリードしていたイギリスの海外貿易・海外投資、国内工業生産の様式によくマッチしていたものであったが、第1次世界大戦の終了とともにもはや戦後の新しい状況にそぐわないものとなった。従って、もはや投資を私的資本家の手に委ねることは幾重の不利益をもたらし進歩を遅らせることになり、国家による基礎産業の近代化、大規模化、生産性向上の促進がイギリス資本主義にとっての至上命題となったと述べている。また、産業合理化の問題についても、私的企業に任せておいたのでは解決はきわめて困難であり、国家介入が要請されていたとする。また、基礎産業の労資関係を改善し、一国全体の労資関係の改善を計るためにも総資本の立場を保持強化するための功利的・合理的な政策として国有化の必要性があったとする<sup>(23)</sup>。イギリス資本主義が両大戦間期に等閑にしてきた産業構造の高度化・合理化、国際競争力の強化という歴史的課題を、第2次世界大戦後、「国有化」という形態で担うことになったとしてイギリス資本主義の特殊な経済構造から「国有化」の必然性を説明されるのであるが、こうした分析視角

は、遠山嘉博氏にも共通したものである。遠山氏は国有化を要請した経済的背景を次のように述べている。「イギリスは、かつては世界の工場としての地位を誇っていたが、両大戦によって王座からの転落を決定づけられた。ことに第2次大戦の結果、対外的には海外植民地と海外投資収入源の莫大な喪失を招き、終戦時には史上はじめて債務国として未来に直面せねばならなくなった<sup>(24)</sup>」イギリス資本主義が、世界資本主義の中で置かれていた状況の深刻さ、危機的状況が、唯一の打開策として国有化を生み出したのであるとし、従って、国有化産業の課題は、産業の再編成と生産増加というイギリス重化学工業の相対的脆弱性の克服という点に帰着すると評価されている。

また、奥泉清氏は、1930年代の深化せる危機に対処して展開された基幹産業への国家的保護・規制の中に、資本制的「経済計画」の端緒をみ、イギリス資本主義の国家独占資本主義体制への移行・転化の重要な一現象形態として捉えられる。従って、戦後国有化は、こうした1930年代の「計画化」の一層高度化された形態として位置づけられているのである。奥泉氏は、国有化へと収斂される過程においてイギリス重工業の中でも、鉄鋼部門と炭鉱部門とではその危機も、それに対処して展開された再編過程も、かなり様相を異にしていた点を強調され、そこから、鉄鋼国有化の解除（1953年）そして再国有化（1967年）という鉄鋼国有化の特性を抽出せんとするように筆者には思われる。氏によれば、炭鉱部門国有化の社会的経済的契機は次のとおりである。「産業の自然的技術的諸条件の劣悪化および坑夫の窮乏化が、殆んど私的には解決される展望をもたないまま、益々社会的政治的解決をせまられ、必然的に、このような事態に対する炭鉱労働者の国有化闘争が一段と強められ<sup>(25)</sup>」た。すなわち、炭鉱部門の老朽化し危機に瀕した状況は、私的には解決されないゆえに、国家の手による合理化・近代化として国有化が必然化されたとする。他方、鉄鋼部門国有化の契機は次のように把握されている。

「重工業独占グループの拠点をなし、直接的には強力な反抗勢力をもたぬ鉄鋼部門では、金融資本は国家権力の強力な支援によって、その専制的支配体制を一段と強固にした。それは殆んど全面的な政治的社会的危機を通じて以外には、脅かされるようには見えなかった。だがその露骨な独占政策に対する社会的非難が、徐々に累積されていったのである<sup>(26)</sup>」

「このような露骨な独占支配の追求は、必然的に独占に固有な腐朽性を深化させることになった。主として旧輸出地方に位置していた大資本グループによって、鉄鉱石資源のある低コスト地方への産業立地の変革が阻止され、彼らの旧式設備の温存が図られ、新たな生産能力の拡張が極力抑制されてきた。……大戦が終了した時、連盟すら、鉄鋼生産能力のおよそ3分の1をスクラップにする必要がある、ということを告白せねばならなかったのである。かくして、鉄鋼業は他の危機に瀕する燃料・動力および輸送部門とは異なって、露骨な独占支配とそれに基づく非能率性という基盤から労働者階級の国有化闘争の対象とされることになった。<sup>(27)</sup>」すなわち、鉄鋼部門は破産に瀕した産業の国有化ではなく、国際的技術水準におけるその相対的非能率性が、さらに根本的な技術的再編の必要を増大させたが故に国有化されたとするのである。奥泉氏の所説を押し進めると、鉄鋼国有化のかかる特殊性が結果的には国有化解除を惹起せしめたと評価できるわけであり、イギリスにおける産業国有化必然性の本質は、結局、殆んど私的には解決されないほど停滞した斜陽産業部門の救済・補強ということに帰着するであろう。氏も戦後国有化の基本的な性格は危機に瀕する基幹産業諸部門を国家の手によって合理化・近代化し、金融資本の独占支配体制を補強するものにほかならなかったと述べている。<sup>(28)</sup>

さて、以上の諸氏の見解に対し、国有化必然性の第一義的契機として社会的＝政治的契機を主張されるのは入江節次郎氏である。入江氏は、第2次世界大戦後、イギリス資本主義が陥った経済的危機が国有化成

立の経済的基盤であるとしつつも、経済的基盤のみでは直ちに国有化が必然性をもつとはいえないとする。すなわち「敢て国有化を俟たずとも、戦後の日本がいわゆる経済再建策として遂行したような基礎産業に対する重点融資—中略—によっても、十二分にその目的を達成し得た筈だからである。<sup>(29)</sup>」従って、経済的契機だけではその解明は不十分であり、「社会的＝政治的危機の中に見出される社会的＝政治的契機なくしては国有化は必然性を持たなかったの<sup>(30)</sup>」であると主張される。入江氏は、戦後社会的＝政治的危機が如何に極点まで醸成されたかを、労働者階級の成長と発展を通して分析し、イギリスの資本家階級が国有化を敢えて享受したのは、かかる危機ゆえであると結論づけている。氏によれば国有化を必然化させたのは総資本的立場での政策的必要性であったといえようが、かかる氏の所説に対しては、イギリス資本主義の経済的危機が個別資本的には解決されないがために、総資本的立場からの解決として国有化が出現したと理解するならば、敢えて、経済的契機と切断された要因として社会的＝政治的契機を導入してくる必要性はないのではなからうか。入江氏の論理展開では、社会的＝政治的契機が経済的契機との内在必然性を拒否され、全く異質の契機として位置づけられているが、両者は論理的に有機的連関をもっているのであり、国有化必然の契機は経済的契機で充分明確化できるものとする。

上記の論者たちの諸説を総括すると、イギリスにおける産業国有化の必然性は、イギリス資本主義の構造的危機の総資本的立場での克服にあると結論づけられる。かかる総括は中村忠一氏の論述の中にその端的表現を見い出せる。「それは最大限利潤の追求と維持のてだてとしての国家の手によるイギリス資本主義の部分的なる自己否定であり、独占資本の最大限利潤の追求と維持をほり崩す戦後イギリス資本主義の構造的危機に対応しようとする独占資本の自己救済手段<sup>(31)</sup>を意味するものである。」

以上、イギリス産業国有化をめぐる諸説を紹介しながら、イギリスにおける産業国有化の必然性を概観してきたのであるが、本質的には、イギリス金融資本の相対的後進性、脆弱性が構造的危機を醸成し国有化を必然化させたのである。その点、フランスでの国有化の必然性も両大戦間期におけるフランス金融資本の相対的後進性、脆弱性に帰因しているのであり、基礎的条件として両国は共通している。両国とも両大戦間期における産業構造の近代化、合理化投資の不徹底さゆえに、重化学工業的輸出構造の相対的後進性を脱却できずに、世界市場におけるその地位を劣悪化させていったのである。こうした世界市場との関係における閉塞的状态が国内矛盾を激化させ、国有化を必然化させたという点でも両国は共通性をもっている。イギリスとフランスとの国有化の形態的相違性をみると、まずイギリスでのそれは、特定産業部門全体の完全なる国有化であるのに対し、フランスでは個別企業の国有化である。また、国有化企業の管理組織形態にも際立った相違がみられる。既述したように、フランスでの国有化企業の管理組織は、政府、労働者、消費者各同数の利益代表から構成されるいわゆる利益代表制を採用しているのに対し、イギリスでは能力・経験等を基準に任命されるいわゆる職能主義が採用されている。従って、イギリスに比較し、フランスの国有化企業では、内実的には金融資本の利害の貫徹をみても、形式上生産手段の私的所有を国家的所有に移し、いわゆる「共同管理」下に置くといった、生産の社会化の一層展開された形態の実現がみられる。かかる形態上における「共同管理」の追求および実施に、フランス固有の再生産的問題を看取することができる。イギリスでの国有化が産業部門総抱え的事態であったことは、国有化がイギリス資本主義の構造的危機の顕現である衰退あるいは停滞産業部門の総資本的立場からの救済であったことの証左であるといえる。こうして、破産に瀕した独占体を救済し独占利潤を保証すると同時に、かかる国有化による技術革新の導入による生産性の向



上、資本の集積・集中による能率向上への期待、また、かかる国有化産業の利潤追求を度外視した低価格政策による剰余価値の再分配によってイギリス金融資本の強蓄積の促進を企図するものであった。国有化企業の管理組織のあり方にも一能力・経験等による任命は結果的には金融資本の利害代弁者による委員会構成となり一その拡大再生産にしっかりと包摂せんとする意図がみられる。

すなわち、两大戦間期における構造的危機を共有していながらも、イギリスにおいてはイギリス金融資本のヘゲモニーの下にその価値増殖過程への一層の貢献として国有化産業が位置づけられ、フランスにおいては、フランス金融資本のヘゲモニー下に国有化企業を抱え込むという明確な形態をとらず、いわゆる協調体制の代表格として国有化企業が機能しているのは、やはり、イギリスと比較してフランス金融資本の国内支配体制の脆弱性を示唆しているものといえる。フランスでは1930年代と同様に、戦後においても金融資本のヘゲモニーのもとに産業の再編成・近代化を実現するほど金融資本の資本蓄積力は強化されていなかったのである。イギリスでの国有化企業が金融資本の資本蓄積にとって、いわば補強的・受動的役割を果しているのに対し、フランスでのそれは、イギリスとは対照的にきわめて積極的役割を果しており、そこに両国の金融資本の体質的差異をみることができる。フランス資本主義の特質は、一般に次のように把握されている。まず農業の比重がイギリス・西ドイツなどに比較して相対的に大である。また、このことは重化学工業化の遅滞を意味し、その反映として輸出構造も附加価値の低い農産物や素材原材料の比重が大きく、重化学工業的輸出構造に十分に成りきっていない。次に、工業構造の分散性、企業集中度の低位さ、中小企業の広範な存在を掲げることができよう。<sup>(32)</sup>一すなわち、農業部門その他全産業部門の金融資本の国内支配体制への完全なる包摂・従属がいまだ未完了であること。かかるフランス金融資本の相対的脆弱性が、1929年世界市場恐

慌の爆発による経済危機に直面する過程で、フランス独自の政策対応＝<sup>(33)</sup>1936年「ブルムの実験」を必然化させたのであった。しかし、既述したように「ブルムの実験」はフランス資本主義の構造的矛盾を解決し、その近代化・合理化を実現するにはあまりにも短命であり、かつまた、政策と理念の懸隔がありすぎた。従って、1930年代に実施すべきであった近代化・合理化が第2次世界大戦後に繰延べられ、かかる歴史的要請の実現が国有化企業を中核に試みられることになったのである。1920年代において、重化学工業の発展はきわめて顕著であった。特に機械工業、金属工業、合成ゴム、鉄加工、自動車、銅加工などの発展はめざましく1913年＝100としてその生産指数の変化をみると、1930年現在で機械工業157、金属工業125、合成ゴム896、鉄加工147、自動車637、銅加工130であった。<sup>(34)</sup>また、鉄鋼業では1913年～1929年の間に生産量を100%増加させ、新興産業である自動車産業は1920年代はアメリカ、イギリスについて世界第3位となっている。しかし、この期にこうした重化学工業の順調な発展が一方でみられながらも、設備更新・拡張等設備合理化投資によるコストダウンの努力がそれほど展開されていたとはいえない。また、1930年代不況下にあっては、歴代内閣の財政均衡維持、デフレ政策により、また、インフレ政策への転換を意味したブルム内閣では賃金の急上昇、労働時間の短縮等により、設備更新・拡張等の近代化・合理化投資を精力的に展開する余地が企業に残されていなかったといえる。その結果、フランス産業の設備近代化の立遅れが明白になり、例えば、フランス鉄鋼生産は1924年以後世界第3位であったのが、1937年～1938年には米・独・ソ・英につぐ世界第5位に転落するに至った。その原因の一つである燃料としての石炭価格をみると、1929年にトン当りで、フランス4.35ドル、ベルギー4.44ドル、ルール3.58ドル、イギリス3.32ドルであったのが、1938年にはフランス5.18ドル、ベルギー3.62ドル、ルール4.20ドル、イギリス3.58ドルとなり、フランス石炭価格の国際的割

高が明らかになったのであった。<sup>(35)</sup> こうした合理化投資の立遅れは国際的比較においても証明された。例えば、全産業の固定資本純投資の国際比較をみると、1938年現在、フランス230百万ドル、ドイツ1,750百万ドル、イギリス1,616百万ドルであり、<sup>(36)</sup> 大戦前におけるかかる立遅れが、戦後緊急に克服されるべき課題として、生産性向上、近代化・合理化投資を措定させたのであった。戦後全国抵抗評議会綱領が再生産構造改革の中心に国有化を提唱し、この綱領に沿って戦後フランス資本主義の軌道が敷設されたのも、フランス金融資本が主体的にヘゲモニーを掌握して再生産を再開するにはあまりにも脆弱であったがためである。従って、こうしたフランス金融資本固有の体質が国有化企業の性格をも規定づけることになった。すなわち、戦後、国家の経済過程への介入がきわめて積極的かつ強力に推進されたが、その過程で国有化企業は国家の積極的介入の先兵的役割を担うことになった。この点に関して島田悦子氏も政府の経済に対する指導力の強さを、他の先進資本主義国に比較し、フランスに特徴的事実と把握されているし、<sup>(37)</sup> 西川良一氏も「経済計画の前提的な条件としては、企業の国有化が実質的に、もっとも重要な意味と機能とを果す条件である」<sup>(38)</sup> と述べ、フランスにおいて国有化企業のもつ意義を積極的に評価されている。また更に、国有化政策とその後の経済計画との有機的関連についても次のように述べている。「経済計画の実施とその遂行において、各企業にたいし国家当局の計画目標への経営的推進力の温床的な形態をととのえた一連の国有化は、国家権力の経済計画命令の指向性への協力という点において、フランス国民経済全体に果した機能は大きなものである。」<sup>(39)</sup>

こうした国有化企業の先導的役割については、E E C成立前後の1950年代、1960年代の企業集中および産業再編成によるフランス資本主義の国際競争力強化における具体的事例からも理解できる。1950年代、1960年代の資本集中過程に関しては、藤本光夫氏の精力的な研究があるが、<sup>(40)</sup>

その中に国有化企業が産業再編成の先兵として機能した事例が幾つか紹介されている。ルノー (Renault) 自動車会社とプジョー (Peugeot) 自動車会社との提携<sup>(41)</sup>、オービィ (Auby) とフランス石炭公社との提携<sup>(42)</sup>などにみられる国有化企業と民間企業との業界を率先しての資本集中化、銀行合同の模範を提供したといわれる1966年のフランス第3位の国有預金銀行 B. N. C. I (Banque Nationale pour le Commerce et l'Industrie) と第4位の C. N. E. P (Comptoir national d'escompte de Paris)<sup>(43)</sup>の合同など。これらの事例は企業集中の展開が、国家のイニシアティブ下に、すなわち、まさに国有化企業が先鞭をつける形態で展開されていることを如実に示すものである。かかるフランスにおける国有化企業の性格は、基本的にはフランス金融資本の相対的脆弱性に帰因するものであるが、さらに言えば、国有化の範囲が石炭、電力、ガスなどの基礎的産業部門だけでなく、イギリスには例をみない輸出の花形産業である自動車産業、潤沢な貨幣資本の掌握<sup>(44)</sup>を供与する預金銀行および保険会社にまで及んでいること、すなわち、フランス経済の中核的部分を包摂していることによるといえる。例えば、国有化企業がフランス経済に占める重要性を象徴的に示す一つの指標として、鋳工業部門での1972年売上高による最大20社のランキングをみると、20社の中に国有化企業は5社入り、その上位を占めている。すなわち、ルノー公団第1位、フランス電力第2位、フランス石油第3位、フランス国鉄第4位、エルフ・エラップ第12位<sup>(45)</sup>。フランスにおいては国有化企業が単に国有化企業内での合理化の遂行を企図するだけでなく、——国有化企業での生産性向上は、飛躍的發展をみ、当初の目標をほぼ達成したといわれる。例えば、ベルナル・シュノは国有化企業の技術水準の優秀さを次のように指摘している。「一般に主要な国有企業においては、投資金額ならびに技術上の成功の二点で過去の記録が破られているが、その一端は生産指数にも現われている。……現に、国有企業のもつ設備機械の性能がすぐれて

いることは、フランス産業界全体の声価を高めるのに役立っているのである」<sup>(46)</sup>、——産業部門の組織的合理化の先導者として、さらに言えば、国民経済的規模での経済計画的機能＝合理化を担っているわけである。すなわち、国有化企業を中核とした国家権力と金融資本の連携によるフランス特有の国独資的蓄積機構として、いわゆる「協調」経済体制が確立しているといえる。フランスにおける国有化企業は、民間企業の破産救済あるいは景気振興策の一手段という役割を担う以上に、国民経済的単位で、合理化＝産業再編成をつうじて独占支配体制の強化を推進し、他の資本主義国に対抗して国際競争力の強化を実現する槓杆としての役割を担わされているのである。

既述したように、フランスは農業の比重のきわめて大きな国であるが、こうした農業国的色彩が明確に変化しはじめたのは、いわゆるドゴール体制になってであった。例えば、全男子就業人口に占める農業者の割合は、1950年代前半まで緩慢な低下傾向しか示していなかったのであるが、1955年の25.9%から1968年には15.2%と最も急激な低下を示しており<sup>(47)</sup>、この期の経済発展の旺盛さを物語っている。こうした指標はドゴール体制前までのフランス金融資本の資本蓄積の緩慢さを如実に示すものであり、国家の強力な梃子入れが要請された所以でもある。いわゆる「協調」体制と称される体制も、かかるフランス金融資本の本質から規定された最も能率的かつ適合した資本蓄積形態と総括することができるであろう。

#### IV お わ り に

フランス国有化企業成立の歴史的背景とその役割を、日本での研究成果をフォローしながら検討を試みてきたのであるが、結論的に要約すると以下のごとくである。第2次世界大戦以後のフランス金融資本の急速な資本の集積・集中による発展にもかかわらず、その相対的後進性・脆

弱性は克服される段階にまで達せず、かかる存在基盤に規定され外在的・内在的要因によって独特な国独資的蓄積機構として、いわゆる「協調」体制が成立したといえよう。「協調」体制の中で国有化企業はイギリスとは対照的に「近代化」「合理化」の尖兵として、民間企業でのかかる方向への誘導者として生産力発展に対する積極的役割を担ったのであった。こうした国有化企業の存在意義は「ブルムの実験」→全国抵抗評議会綱領と理念的に追求されてきた課題の形式的実現を意味し、その内実は、まさに資本主義的構造改革＝産業再編成としてフランス資本主義の一層の強蓄積の梃子として機能することに見い出すことができる。かかる体制の誕生に、フランス資本主義に内在化された構造的問題の存在をみることができる。以上、国有化企業を基準にして両大戦間期と第2次世界大戦以後のフランス資本主義の再生産構造の特殊性あるいは個別性の抽出を模索し、それへの接近の基礎的作業を試みてきたのであるが、かかる時期におけるフランス資本主義発展の客観的推移、特に「合理化」「近代化」に照準を合わせた実証的研究は今後の課題としたい。

#### 〈註〉

- (1) 拙稿、「『フランス・ニューディール』政策に関する一考察」北海道武蔵女子短期大学紀要第8号の参照を乞う。
- (2) *The International trade union movements*, Vol. XV 1935, pp. 23-30, George Lefranc, *Le Syndicalisme en France*, Paris, (谷川稔訳『フランス労働組合運動史』白水社, 1974年, 91～93頁)
- (3) Jean Chardonnet, *L'economie française Tom III-La Politique Economique Interieure Française*, Paris 1976, pp. 141-170, Bernard Chenot, *Entreprises Nationalisées*, (長谷川公昭訳『フランスの国有企業』白水社 1967年), 新田俊三『フランスの経済計画』日本評論社 1969年, 伊藤光晴・石川博友編『世界の企業3—フランス・イタリアの政府と企業』筑摩書房 1975年, 世界経済恐慌双書(7)『現代資本蓄積論(上)』岩崎放送出版社 1971年, 121～136頁, 佐々木建『現代ヨーロッパ資本主義論』有斐閣, 昭和50年 70～75頁, Henri Claude, *La concentration Capitaliste-Pouvoir éco-*

nomique et pouvoir gaulliste, Paris, 1965, (牧野純夫・上杉聡彦共訳『フランスの独占資本』法政大学出版局 1968年), 鳥田悦子「フランスにおける経済集中化の発展」(経済政策学会編『日本経済政策学会年報XVI』1968年 69頁), 参照。

- (4) 平実「フランス国家独占資本主義の動向」(大阪市立大学『経済学年報』23)「フランスの社会階層構造—社会階層から社会階級への凝結過程」(大阪市立大学『経済学年報』25)「フランスにおける工業地方分散化と賃銀の地域的格差」(大阪市立大学経済研究会『経済学雑誌』第52巻第5号), 「フランスにおける職階制賃銀格差について」(大阪市立大学経済研究会『経済学雑誌』第52巻第6号), 「フランスの経済計画化と中小企業問題」(大阪経済大学中小企業経営研究所『経営経済』第6号), 「フランス金融資本下の株式会社企業支配強化」(大阪経済大学中小企業経営研究所『経営経済』第5号), 「フランス国家独占資本主義と付加価値税の拡大適用」(『大阪経大論集』第86号)「国家独占資本主義下における企業の「自己金融」について—とくにフランスの場合—」(『大阪経大論集』第89号)「フランスの中小企業と下請制の問題」(大阪経済大学中小企業経営研究所『経営経済』第4号)等, その他数多くの労作が発表されている。
- (5), (6) 平実「フランスにおける国有化企業と公私混合企業」(大阪市立大学『経済学雑誌』第53巻第2号, 22~23頁)。
- (7) 角谷登志雄「国家独占資本主義と国有化」(愛知大学経営会計研究所『経営会計研究』第19号, 1972年4月, 3頁)。
- (8) 同上論文, 3頁。
- (9) 平実「国家独占資本主義下の国家財政政策—西ドイツとフランスの比較的考察—」(『大阪経大論集』第65号, 昭和43年, 15頁)。
- (10) 同上論文, 26頁。
- (11) 同上論文, 24頁。
- (12) 中木康夫『フランス政治史(中)』未来社, 1975年, 159頁, 第四共和制に関しては, 横山信『フランス政治史(1870~1958)』福村叢書, 1968年, J・エレンスタインほか著, 杉江栄一・安藤隆之訳『フランス現代史(下)』青木書店, 1975年参照。
- (13) 中木康夫, 同上書, 161頁。
- (14) 同上書, 171頁。
- (15) 正式名称は「フランス本国および海外領土の経済的近代化・装備第1次総合計画」で1946年11月17日正式公表された。モネ・プランの主目的は(1)生活水準の向上の保障, (2)基礎活動(石炭, 電力, 鉄鋼, セメント, 農業機械, 運

輸の6部門)の近代化と建設, (3)農業の近代化, (4)基礎活動のための原料その他の供給の確保, (5)1950年に国際収支を均衡させるための輸出産業の近代化となっている。(佐々木建『現代ヨーロッパ資本主義論』有斐閣, 昭和50年, 73頁) こうしたモネ・プランの掲げた目的が, フランス金融資本の体質改善, 近代化に収斂されていったのである。

- (16) 新田俊三『フランスの経済計画』日本評論社, 1969年, 108~109頁。
- (17) 同上書, 138頁。
- (18) 堀田和宏『フランス公企業の成立』ミネルヴァ書房, 昭和49年, 142頁。
- (19) 同上書, 256頁。
- (20) 遠山嘉博『イギリス産業国有化論』ミネルヴァ書房, 昭和48年, 118頁, 中村太和「産業国有化政策論—イギリス公共企業体を中心として—」(北海道大学『経済学研究』第24巻第3号, 1974年9月, 147~148頁)。
- (21) 世界経済恐慌双書(7)『現代資本蓄積論(上)』岩崎放送出版社, 1971年, 107~108頁, 遠山嘉博, 前掲書, 98~107頁, 113頁。
- (22) W. Arthur Lewis, *Economic Survey, 1919-1939*, London, 1949, 石崎昭彦・森恒夫・馬場宏二共訳『世界経済論—両大戦間期の分析』新評論, 1969年, 104頁。
- (23) 吉武清彦『イギリス産業国有化政策論』日本評論社, 昭和43年。
- (24) 遠山嘉博, 前掲書, 109頁。
- (25) 奥泉清「1930年代のイギリス重工業の再編=計画化」(上)(桃山学院大学『経済学論集』第5巻第3号, 28頁)。
- (26) 奥泉清「1930年代のイギリス重工業の再編=計画化」(下)(桃山学院大学『経済学論集』第5巻第4号, 61~62頁)。
- (27) 奥泉清「イギリス社会民主主義の国有化政策批判」(桃山学院大学『経済学論集』第6巻第2号, 59~60頁)。
- (28) 奥泉清, 同上論文, 44頁。
- (29) 入江節次郎「戦後英国産業国有化必然性の基本的契機—戦後英国産業国有化の分析視角—その1—」(同志社大学『経済学論叢』第5巻第4号, 49頁)。
- (30) 入江節次郎, 同上論文, 52頁。
- (31) 中村忠一「英国に於ける石炭業国有化政策に関する一考察—その実績と性格について」(京都大学『経済論叢』第73巻第5号, 71頁)。
- (32) 国立国会図書館調査立法考査局調査企画室「フランスの経済政策」(『レファレンス』22(1), 1972. 1, 60頁)。
- (33) ブルム内閣以前の諸内閣による経済政策の基調は, 均衡財政の維持と金本位制を維持しポアンカレ・フランを守るためのデフレ政策であった。かかる諸



内閣による古典的なデフレ政策への固執は、フランス経済の構造的危機克服を不可能にし、ブルム内閣成立を不可避なものとした。ブルム内閣成立以前1930年代前半の歴代内閣の経済政策については、次の論文を参照せよ。竹岡敬温・和多則明「世界恐慌期フランスの景況と経済政策の基本的方向」(『大阪大学経済学』vol. 22 No. 4)。

- (34) *Annuaire statistique de la France*, 1929, p. 59, A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres (1918-1931)*, 1965, pp. 465-466.
- (35) 森恒夫「フランス資本主義の変質とフィスカル・ポリシー(1)―両大戦間の素描―」(甲南大学『経済論叢』117号, 30~31頁)。
- (36) 小島精一監修, 鋼材倶楽部編著『フランス, イタリア鉄鋼業』昭和27年, 28~31頁。
- (37) 島田悦子「フランスにおける経済集中化の発展」(経済政策学会編『日本経済政策学会年報XVI』1968年, 69頁)。
- (38) 西川良一「フランス経済計画の成立基盤としての国有化」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』Vol. 1 No. 2, 1965年, 138頁)。
- (39) 西川良一, 同上論文, 149頁。
- (40) 藤本光夫「フランス電子工業と電気トラストの再編成」(愛知大学経営会計研究所『経営会計研究』第14号), 「戦後フランスにおけるアメリカ独占企業―マーシャル・プランとの関連で」(愛知大学経営会計研究所『経営会計研究』第13号), 「フランス独占体の世界的再編過程」(愛知大学経営会計研究所『経営会計研究』第17号)「IDI(産業開発公社)―フランス国家独占資本主義のもとにおける公企業の特殊な一形態とその役割―」(愛知大学経営会計研究所『経営会計研究』第23号)など数多くの労作が発表されている。
- (41) 藤本光夫「フランス自動車企業の集中化と自動車労働者」(愛知大学経営会計研究所『経営会計研究』第15号, 1970年)。
- (42) 藤本光夫「フランスにおける企業集中」(愛知大学経営会計研究所『経営会計研究』第9・10号, 1967年)。
- (43) 藤本光夫「フランスの金融資本と金融再編成」(愛知大学経営会計研究所『経営会計研究』第20号, 1972年)。
- (44) 国家による銀行預金の集中→アンリ・クロードによれば, 1960年現在民間銀行の保有預金額260ないし270億フランであるのに対し, 国立銀行と郵便小切手局のそれは415億フランである。(Henri Claude, 前掲訳書, 62頁)。
- (45) 伊藤光晴・石川博文・植草益編『世界の企業(3) フランス・イタリアの政府と企業』, 筑摩書房, 1975年, 31頁。

112 両大戦間期とフランス国有化企業

(46) Bernard Chenot, 前掲訳書, 105頁。

(47) Georges Dupeux, *La Société Française 1789-1960*, Paris, 1964, (井上幸治監訳『フランス社会史, 1789-1960』東洋経済新報社, 昭和43年, 24~30頁)。